

平成 25 年度事業報告書

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本レコード協会

目 次

- [1] レコードの普及に関すること…………… 1～3
 - 1. 「音楽 CD の再販制度」の維持
 - 2. レコードの需要拡大施策の展開
 - 3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施
 - 4. 日本音楽の海外展開の促進
 - 5. 大学寄附講座の開設
 - 6. RIAJ セミナーの開催
 - 7. その他

- [2] レコードに関する調査研究およびデータの収集…………… 3
 - 1. 市場調査、産業統計の充実
 - 2. 音楽に関する消費者実態調査の実施
 - 3. 私的違法ダウンロードに関する実態調査の実施

- [3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること…………… 3
 - 1. 歴史的音盤のアーカイブ事業に関する研究
 - 2. 「文化庁芸術祭」への協力
 - 3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

- [4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること…………… 4～5
 - 1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化
 - 2. 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進
 - 3. 「私的違法ダウンロード罰則化」等の広報・啓発活動
 - 4. 著作権教育活動の実施
 - 5. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動
 - 6. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動
 - 7. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

- [5] レコード等に関するデータの公表…………… 5
 - 1. 出版物の刊行
 - 2. ホームページの運営

- [6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決め
ならびに徴収および分配…………… 5～6
 - 1. 二次使用料収入確保のための検討

2. 二次使用料実績分配の運用改善

- [7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配…………… 6
- [8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配…………… 6
- [9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配…………… 6～7
- [10] その他…………… 7
 - 1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
 - 2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
 - 3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営
 - 4. 業界規格（RIS）の制定と改正
 - 5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
 - 6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈
 - 7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）

以上

平成 25 年度事業報告書

平成 25 年の市況を振り返ると、音楽パッケージソフト（オーディオレコードおよび音楽ビデオの合計）の年間生産金額が前年比 87%の 2,705 億円に減少し、有料音楽配信の売上金額も、PC・スマートフォン向けシングル・ダウンロードの年間売上金額が前年比 122%、サブスクリプションサービスが同 518%と大きく成長したものの、フィーチャーフォン向け配信の急速な減少により市場全体では前年比 77%の 417 億円にとどまった。この結果、音楽ソフト（オーディオ+音楽ビデオ）の生産金額と有料音楽配信売上の合計は 3,121 億円となり、好調だった前年の 85%の規模に減少した。

平成 25 年度、当協会は、4 月 1 日に違法対策の専任組織として「著作権保護・促進センター（CPPC）」を設置し、違法配信対策の大幅な強化に取り組んだ。また 8 項目の重点施策（①「違法音楽配信の撲滅」、②「需要拡大施策の展開」、③「レコード製作者の権利収入の拡大と適正な分配」、④「レコード製作者の権利の確保、強化」、⑤「シェアードサービスの拡大」、⑥「著作権教育・啓発活動の充実」、⑦「シンクタンク機能の充実」及び⑧「音楽文化の維持、発展のための施策」）を中心に以下の事業を推進した。

〔事業活動〕

[1] レコードの普及に関すること

1. 音楽 CD 再販制度の維持

- (1) 会員各社の再販弾力運用の取組みを報告書にとりまとめ、3 月に公正取引委員会へ提出し、当協会ホームページで公表した。
- (2) ユーザーサービスの一環として実施しているインターネット廃盤セールを、1 月 8 日から 1 月 22 日の間実施した。

2. レコードの需要拡大施策の展開

(1) 大人の音楽キャンペーンの実施

CD ショップ店頭キャンペーンを 7 月 23 日～9 月 30 日の期間、80 年代・90 年代のオリジナル・アルバムをテーマに 74 タイトルで展開した。4 月～9 月にはテレビ東京にて関連番組「ザ・ミュージック」が放送され、8 月 25 日には同局番組「ヒットの秘密」で本キャンペーンが特集で取り上げられた。

(2) 高音質/高品質 disc の普及促進

音楽物 Blu-ray Disc 917 タイトルを掲載した「Blu-ray Disc “Music” Catalog」を 10 万部作成し、年末商戦期に合わせ販売店へ配布した。

(3) CD ショップ大賞への協賛

「第 6 回 CD ショップ大賞」（主催：全日本 CD ショップ店員組合）に協賛するとともに、店頭展開・広報展開の支援を行った。今回は、過去最高となる CD ショップ店員

1,003 票の投票により受賞作が選出され、3 月 6 日に Zepp Tokyo で行われた授賞式の模様は主要なテレビ・ラジオ番組やウェブニュース等で取り上げられた。また、主要販売チェーン店でコーナー展開を実施した。

(4) ミュージック・ジャケット大賞の実施

「第 3 回ミュージック・ジャケット大賞」は、会員社担当者による一次審査の後、一般投票により各賞を決定し 9 月 18 日に発表した。特設サイトでの投票の他、ミュージックジャケットギャラリー (MJG) 会場では候補作品の現物展示を行い、一般投票数は対前年 382% の 41,736 名となった。各賞発表時、TV、新聞、ウェブニュース等でパブリシティを獲得しており、また、店頭展開を行った大手 CD ショップチェーンでの対象タイトルの売上伸長率は展開期間において 125%~150% となった。

3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

第 28 回となる今年度は、プレイベントとして「GOLD DISC FESTIVAL」を 2 月 22 日に渋谷公会堂で開催し、また「日本ゴールドディスク大賞」各賞は 2 月 27 日にプレスリリースで発表した。TV 15 番組のほか、新聞各紙、Web サイトで多く取り上げられた。

4. 日本音楽の海外展開の促進

(1) 音楽産業・文化振興財団 (PROMIC) 主催「第 10 回東京国際ミュージックマーケット (TIMM)」(10 月 22 日~24 日開催) に参画した。昨年につき TIFFCOM、TIAF との合同マーケットとしての開催となり、3 日間の延べ来場者数は過去最高の 22,738 名となった。

(2) 今年度より日本音楽の情報発信のためのプロモーション事業「J-Music LAB」を、11 月 15 日から 1 ヶ月間インドネシア・ジャカルタで実施し、約 5,000 人が来場した。現地で参加アーティストのテレビ・ラジオ番組への出演・雑誌取材などを獲得し、日本音楽認知向上に一定の効果があった。

5. 知的財産戦略本部が設置した「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース」に参画した。「海外拠点の構築」、「海外市場の調査」等音楽産業が国際展開する上での 7 つの課題が示された。

6. 大学寄附講座の開設

平成 24 年度に続き、横浜国立大学 (経済学部対象) にて寄附講座「コンテンツビジネスと法」を開講した。秋学期の 10 月 1 日から 2 月 4 日まで全 15 コマの講義を実施、履修生は 250 名だった。なお、同校の学生による授業満足度評価では、本講座は 3.57 (4 点満点・平均は 3.29) と高い評価を受けた。平成 23 年度から続いた同大学への寄附講座は今年度で終了した。

7. RIAJ セミナーの開催

会員社を対象に 7 回 (①「新入社員合同研修会」、②「海外サブスクリプションビジネス: Spotify の実例」、③「近時の人事労務における留意点について」、④「SNS 行動やグループインタビューで探る! 音楽コミュニケーションの実態」、⑤「RIAJ 法務部業務について」、⑥「レコード会社の“未来”を語ろう~人気連載“未来は音楽が連れてくる”EXTRA」、⑦「2013 年度音楽メディアユーザー実態調査報告会」) 開催した。

8. その他

“Music J-CIS” (Music Japan-Copyright Information Service) の構成団体として活動を行った。音楽権利情報データベースを充実させるため、平成 25 年度発売新譜等の楽曲情報取り込みを実施した。その結果、平成 25 年度末時点での収録楽曲総件数は約 443 万件まで拡大した (前期末約 423 万件)。

[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集

1. 市場調査、産業統計の充実

音楽パッケージソフトの月別生産実績並びに四半期毎の音楽配信売上実績を集計し公開した。なお、配信売上実績については、平成 25 年 1 月分より統計区分をデバイス別からサービス別に変更した。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

「2013 年度音楽メディアユーザー実態調査」を実施し、ユーザーの音楽利用実態の推移や音楽消費の変化に関する定点観測のほか、エスノグラフィ調査を実施しユーザーの実像を深堀りした。調査結果については会員社向け報告会を開催するとともに、一部を当協会ホームページ上で公開した。

3. 私的違法ダウンロードに関する実態調査の実施

私的違法ダウンロードに関する 3 回目の調査を平成 25 年 9 月に実施した。法改正直前、半年経過後、一年経過後の計 3 回の調査結果を取り纏め会員社へ報告するとともに、文化庁が平成 26 年 3 月に公表した「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」でも本調査結果が取り上げられ、『改正法の施行が違法ダウンロードの抑止に大きく貢献した』ことを説明する根拠の一つとなった。

[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

1. 歴史的音盤のアーカイブ事業に関する研究

歴史的音盤アーカイブ推進協議会 (HiRAC) を中心に進めてきた SP 盤等の音源のデジタル化作業は平成 21~24 年の 4 年間で約 48,700 音源を国立国会図書館へ納入し完了しているが、本年度は納品音源のメタデータ等のメンテナンスを引き続き行った。また、10 月開催の「オーディオ・ホームシアター展」に歴史的音盤アーカイブ推進協議会 (HiRAC) と共同で「古 (いにしえ) の音を聴いてみよう」と題したブースを出展し、来場者に対して国立国会図書館へ納品した音源の一部を聴取することができるウェブサイト「れきおん」の紹介を行った。

2. 「文化庁芸術祭」への協力

「第 67 回文化庁芸術祭」のレコード部門申請窓口として 55 作品を参加申請し、参加が承認された 34 作品の中から芸術祭大賞 1 作品、優秀賞 3 作品が選出された。

3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

優秀な音楽録音作品を選定し、その録音エンジニアを顕彰する「第 19 回日本プロ音楽録音賞」を、当協会と日本音楽スタジオ協会、日本ミキサー協会、日本オーディオ協会

および演奏家権利処理合同機構 MPN により共催し、12 月 6 日に授賞式を開催した。

[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化

- (1) 違法アップロード対策の専任組織として 4 月 1 日に設置した「著作権保護・促進センター (CPPC)」を中心に、動画共有サイト、ストレージサービス等に対する削除要請作業を強化した結果、年間の削除要請件数は約 81 万件と大幅に増加した (前年度約 33 万件)。
- (2) 削除要請への対応に問題があった中国の動画共有サイト等について、直接訪問や繰り返しの削除要請により、当協会の削除要請への対応はほぼ 100%となった。
- (3) 平成 23 年 8 月に会員社等 31 社が原告となり東京地裁に提訴したミュージックゲート社 (YouTube からの動画ダウンロード支援サイト「TUBEFIRE」の運営会社)との訴訟に関して、当協会は会員社の訴訟関係実務を支援した。
- (4) リーチサイトからのリンク先となっている主要なストレージサイトに対して徹底した大規模な削除要請を実施したことにより、当該リーチサイトの実効性をなくすことに成功した。
- (5) スマートフォンを用いた違法音楽配信について、違法な音源や画源をリンクにより提供するアプリケーションの開発者・提供者等に対して、アプリ削除要請・リンク切除要請・ファイル削除要請・警告状送付を実施し、一部の悪質なアプリで提供停止等の成果をあげた。
- (6) 音楽ファイルの違法アップローダーや海賊盤の頒布者に対する告訴件数は 23 件であった (昨年実績 20 件)。
- (7) 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」(CCIF) が実施するプロバイダを通じた違法 P2P ユーザーへの警告スキームの取り組みを継続し、2,309 件の啓発メールをプロバイダを通じて送付した。
- (8) ファイル共有ソフトを悪用した違法アップローダー 48 名について、プロバイダに対する発信者情報開示請求を実施、任意の開示を拒否された 5 名については、プロバイダに対し発信者情報開示請求訴訟を提起した。

2. 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進

関係省庁等に対し「私的違法ダウンロード罰則規定」施行前後の違法音楽配信サービスの利用実態変化等を表すデータを提示し、法改正が大きな抑止効果をもたらしていることを説明した。

3. 「私的違法ダウンロード罰則化」等の広報・啓発活動

関係権利者団体で構成する「STOP!違法ダウンロード広報委員会」が行う周知キャンペーンの一環として、①動画サイト・スマホサイトへのバナー広告を夏・冬期に実施し 1 億 5,000 万回以上表示、②夏フェス 4 か所にブースを出展、来場者向けにエルマーク (適法配信識別マーク) 認知拡大のためにノベルティを作成し累計 4 万部を配布し、ま

た職場訪問で当協会や会員各社を訪れた修学旅行生などに約 1 万枚を配布、③音楽創造サイクルをテーマにした啓発映像の制作を行った（平成 26 年 5 月 1 日公開）。これら広報活動の成果として、平成 26 年 3 月に文化庁が公表した「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」では、改正法の認知率が 82.3%という高い数値を得た。

4. 著作権教育活動の実施

- (1) 中高生の会員社への職場訪問について平成 25 年度の受け入れ実績は、6,215 名（前年度 5,820 名）となった。「私的違法ダウンロード罰則化」等の広報・啓発活動と連動し、エルマークリーフレット等を使用し、中高生に対する「罰則化」周知に努めた。
- (2) 東京都立小山台高校（定時制）で著作権啓発を目的とする出張授業を行い、約 80 名が受講した。
- (3) NTT ドコモ主催「ケータイ安全教室」において、当協会の啓発リーフレット 71 万部を配布、また、KDDI が実施する「ケータイ教室」でも今年度から同リーフレットの配布が決定し、2 万部を配布した。

5. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動

「知的推進計画 2013」策定や TPP 交渉参加に伴う関係団体向け意見募集に対し、レコード保護期間延長を要望する意見書を提出した。

6. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動

文化庁審議会著作権分科会内に新たに設置された「著作物の適切な保護と利用・流通に関する WT」に委員参加するとともに、他の権利者団体と協力し、関係省庁等に対して、権利者への対価還元施策の必要性について理解を得るための働きかけを行った。

7. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

実演家団体と連携し、関係省庁等に対して制度創設の要望を行った。

[5] レコード等に関するデータの公表

1. 出版物の刊行

月刊機関誌「THE RECORD」を発行し、会員社、関係団体、官公庁、マスメディア、業界関係者などに配布した。また、日本のレコード産業の年間統計資料集として「日本のレコード産業 2014」を和文、英文で発行し、当協会ホームページ上でも公開した。

2. ホームページの運営

当協会の活動と様々なレコード産業に関する情報について幅広く提供し、タイムリーに更新した。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 二次使用料収入確保のための検討

- (1) 日本民間放送連盟との間で、平成 25 年度～27 年度の地上波放送及び平成 25 年度～28 年度の無料系 BS 放送に係る二次使用料契約を締結した。
- (2) 日本放送協会とは、平成 25 年度以降の二次使用料契約について協議継続中である。

- (3) 有線音楽放送に係る二次使用料については、株式会社 USEN との間で平成 25 年度単年度契約を締結した。
- (4) 衛星放送については、衛星放送協会との間で平成 25 年度単年度の二次使用料契約を締結した。
- (5) 二次使用料・複製使用料等の徴収額の合計は 65 億 1,000 万円(前年度比 8.0%増)、権利者分配額は 61 億 2,100 万円(前年度比 9.3%増)となった。

2. 二次使用料実績分配の運用改善

実績分配システムについて、平成 24 年度の実施結果を検証し、必要な改修を行った。

[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理に関する取組

- (1) テレビ局からの依頼を受けニュース映像の部分配信について検討した結果、集中管理で対応し使用料規程化を進めることとした。
- (2) 放送事業者との契約による元栓処理から、配信事業者との契約による蛇口処理への移行に取り組み、一部の事業者との協議を進めている。
- (3) 衛星テレビ放送のサイマル配信に係る使用料規程について、配信事業者団体と合意し、文化庁に届け出を行った。

2. 集中管理事業の拡大推進

教育・文化系催事や冠婚葬祭におけるレコード利用に係る集中管理の取組みを開始した。

教育・文化系催事については「放送コンテスト」「バトントワリング大会」の 2 分野を手始めに集中管理を開始することとし、12 月に使用料規程・管理委託契約約款の変更を文化庁に届け出て 1 月から集中管理を開始した。

冠婚葬祭のうちブライダルについては、コンテンツ制作会社の任意団体との間でマーケット情報の収集等を目的に 1 年間の実証実験に着手することとし、実験開始に向けた関係諸団体との調整を継続している。

3. 放送番組の海外展開に係る原盤権処理効率化の取組み

放送番組の海外展開促進に関する総務省検討会の取りまとめを受けて、放送局・レコード会社間で原盤権処理に関する実証実験協議会を設置し検討を行い、同協議会で決定した今年度暫定ルールに基づき 12 月から実証実験を開始した。年度末時点で、原盤調査・許諾確認が完了し販売可能となった番組数は 22 番組(43 原盤が許諾済み)となった。

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

徴収額は 35 億 2,900 万円(前年度比 6.8%減)、権利者分配額は 33 億 5,000 万円(前年度比 6.3%減)となった。

[9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配

1. 私的録音補償金

私的録音補償金管理協会 (sarah) から 5,400 万円 (前年度比 27.0%減) を受領し、4,800 万円 (前年度比 27.3%減) を権利者に分配した。

2. 私的録画補償金

私的録画補償金管理協会 (SARVH) から 200 万円 (前年度比 86.7%減) を受領し、200 万円 (前年度比 84.6%減) を権利者に分配した。

[1 0] その他

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見の表明を行った。

2. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟 (IFPI) 及びアメリカレコード協会 (RIAA) 等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を実施した。

3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営

月次会議にて会員社から発売された全邦楽作品 9,035 点について審査を行った。

4. 業界規格 (RIS) の制定と改正

日本レコード協会規格 (RIS) 504 別冊「各種コード一覧表」(2014 年 3 月版) を発行した。

5. “ISRC” (International Standard Recording Code) の管理機関としての活動

登録者コードの新規発行件数 73 件 (前年度 94 件)、個別コードの発行曲数は 16,998 曲 (前年度 16,927 曲) であり、3 月末の累計数は登録者コード 1,662 件、個別コード 130,435 曲となった。

6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

今年度 (第 51 回) は、約 8,500 枚の音楽 CD を福祉施設 200 箇所および東日本大震災被災地の臨時災害放送局 12 局と仮設住宅の集会所・老人クラブ・図書館へ寄贈した。

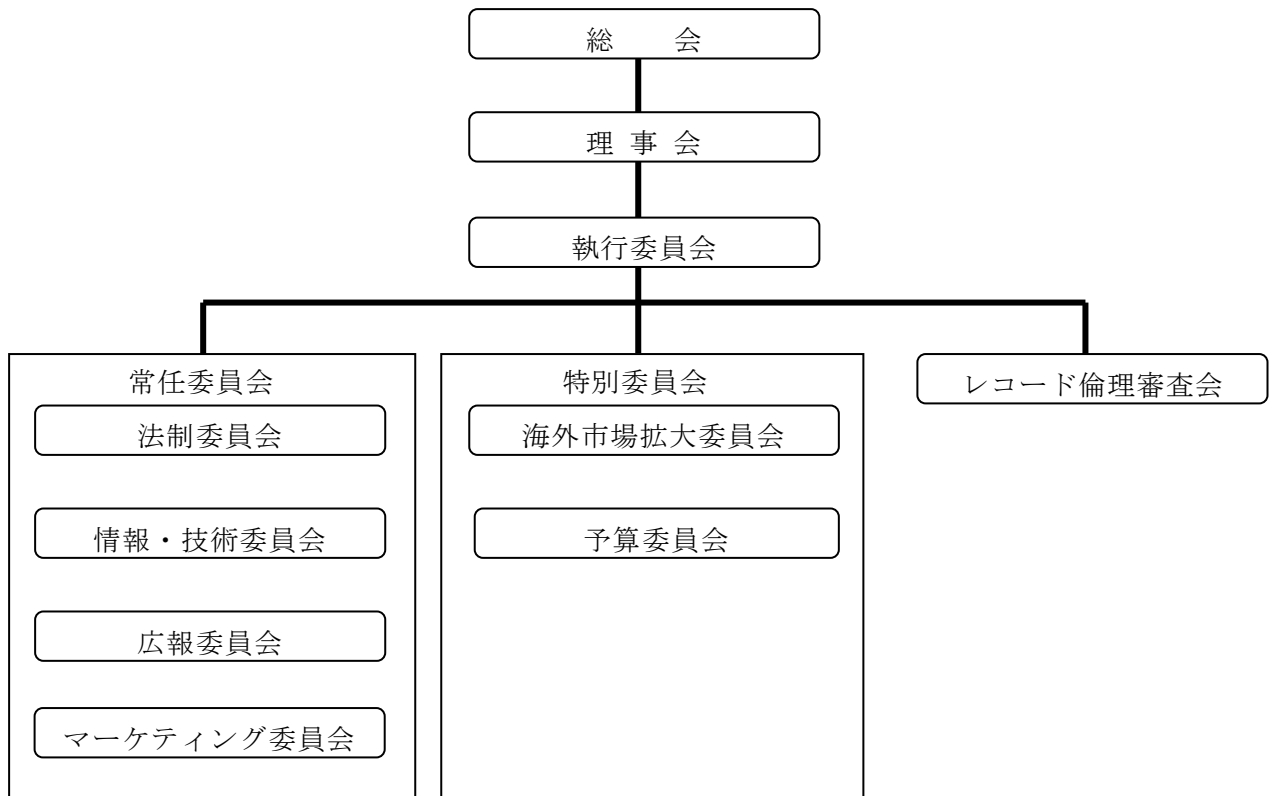
7. 会員社業務の集約化 (シェアードサービス)

(1) 平成 24 年に行った放送局向けオンライン・プロモーションの有効性を検証する実証実験について報告書を取り纏めた。また次回実証実験で検証する課題と実施内容の検討を行い、正会員社を対象に実証実験の説明会を実施した。なお、実証実験は来年度下期に実施予定。

(2) 違法音楽アップロードの探索・削除要請にかかる会員社業務を集約化するため、「著作権保護・促進センター (CPPC)」を 4 月 1 日に設置し、各種違法対策の大幅な強化を実施した。

〔運営体制〕

平成 25 年度における当協会の運営体制は次の通りである。



以上